

きよせ

電話番号 042-492-5111 (市役所代表)

ファクス 042-492-2415

電子メール kouhou@city.kiyose.lg.jp

ホームページ <http://www.city.kiyose.lg.jp/>

携帯サイト http://www.city.kiyose.lg.jp/m_index.htm

携帯電話用QRコード⇒



「課税標準額」「負担調整措置」とは何ですか？

「課税標準額」とは、税額を算出する際に基礎となる値です（固定資産税額は、課税標準額×1.4%で算出します）。

「負担調整措置」とは、平成6年度の評価替え以前の市町村ごとの評価水準のばらつきと、その後の地価下落の程度のばらつきを、できるだけ早く解消するための措置です。

また、「負担水準」とは、本来の課税標準額に対して、前年度の課税標準額がどの程度の割合であるかを示した値(%)です。住宅用地などの場合は、次のとおりです。



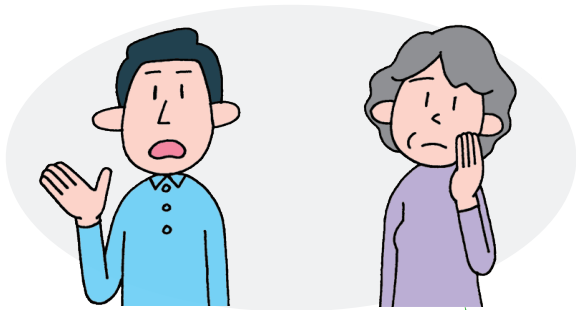
住宅用地などの場合は、

負担水準(%)

前年度の課税標準額

= $\frac{\text{本来の課税標準額 (現年度の評価額} \times \frac{1}{1.4})}{\text{前年度の課税標準額}}$

で算出します。



廃止される「据置措置」って何？

平成25年度までは、負担水準が「90%以上100%未満」だった場合、課税標準額は前年度と同じ額に据え置きされてきました。

この「据置措置」が廃止されるので、平成25年度まで課税標準額が据え置きとなっていた場合、平成26年度から増額となる場合があります。

なお、負担水準は、毎年4月中旬に郵送する「課税資産(土地・家屋)明細書」の負担水準欄にてご確認ください。

住宅用地など(住宅用地及び市街化区域農地)における土地の負担調整措置の見直しにより、負担水準が「90%以上100%未満」の土地にかかる課税標準額を前年度と同額とする「据置措置」が、平成26年度から廃止されることになりました。

問合せ 課税課固定資産税係

住宅用地などにかかる

固定資産税の負担調整措置が変わります

課税標準額算出方法の変更点

平成25年度(変更前)

負担水準	課税標準額
100%以上	平成25年度の評価額×住宅用地特例率(1/1.4)
90%以上100%未満	平成24年度課税標準額に据え置き
90%未満	平成24年度課税標準額+【平成25年度の評価額×住宅用地特例率(1/1.4)】×5% ※「平成25年度評価額×住宅用地特例率×90%」を上回る場合は、平成25年度評価額×住宅用地特例率の90%相当額 ※「平成25年度評価額×住宅用地特例率×20%」を下回る場合は、平成25年度評価額×住宅用地特例率の20%相当額

平成26年度(変更後)

負担水準	課税標準額
100%以上	平成26年度の評価額×住宅用地特例率(1/1.4)
100%未満	平成25年度課税標準額+【平成26年度の評価額×住宅用地特例率(1/1.4)】×5% ※「平成26年度評価額×住宅用地特例率」を上回る場合は、平成26年度評価額×住宅用地特例率。 ※「平成26年度評価額×住宅用地特例率×20%」を下回る場合は、平成26年度評価額×住宅用地特例率の20%相当額。

⇒つまり、負担水準が100%に満たない場合は前年度よりも税額が増加します。

負担調整措置の計算例

◆土地のすべてが小規模住宅用地の課税標準の特例(1/1.4)措置を受け、次のとおりだった場合

平成24年度の課税標準額＝2,600,000円
平成25年度の評価額＝16,500,000円
平成26年度の評価額＝16,500,000円

負担水準は、平成25・26年度とも

$2,600,000 \text{円} \div 2,750,000 \text{円 (現年度の評価額} \times \frac{1}{1.4}) = 94.5\%$
になりますが、平成25・26年度の税額は、次のように変わります。

◆平成25年度分

負担水準が90%以上100%未満なので、平成24年度課税標準額に据え置かれます。

平成25年度の課税標準額
＝2,600,000円

平成25年度の固定資産税額
 $2,600,000 \text{円} \times 1.4\% = 36,400 \text{円}$

◆平成26年度分

負担水準が100%未満なので、平成25年度の課税標準額に本来の課税標準額の5%を加えます。

(本来の課税標準額を上限とします)
平成26年度の課税標準額

＝2,737,000円(千円未満切り捨て)

平成26年度の固定資産税額

$2,737,000 \text{円} \times 1.4\% = 38,300 \text{円}$

※課税標準額の端数処理は、すべての資産の合計後に行われます。

市の事務事業を評価する

行政評価外部評価委員(市民委員)を募集

市では、市が実施する行政評価に加え、市民の皆さんなどの第三者に評価を受ける外部評価を行っています。

外部評価委員会では、市民の立場からコストや成果の視点で市の事業を評価・助言いただきます。委員会でのご意見を行政改革・業務改善に反映させ、市民協働による行政運営に取り組んでいきます。

対象 次のすべての要件を満たす方。①市内在住・在勤・在学の方②20歳以上の方③行政改革に高い関心があり、委員会に出席可能な方④清瀬市職員または清瀬市市議会議員でない方。募集人員8人

任期 5月下旬～10月で会議は6回程度(予定)

報酬 会議1回の出席に付き5,000円

申込み 5月9日(必着)までに応募動機を400字程度にまとめ、住所・氏名(ふりがな)・年齢・性別・職業・電話番号を明記し、直接または郵送、ファクス、市ホームページ内にある専用フォームで企画課へ

3750

問合せ ごみ減量推進課 ☎ 493・

どおり行います。
紙・古布の収集については、通常どおり行います。

連休中の

み収集日程

4月29日(火)	びん・かん収集(火曜日地区)
4月30日(水)	容器包装プラスチック類収集、びん・かん収集(水曜日地区)
5月5日(月)	可燃ゴミ収集(せん定枝の収集なし)
5月6日(火)	古紙・古布収集(火曜日地区)
5月7日(水)	容器包装プラスチック類収集(びん・かんの収集なし)

教育長に坂田篤が就任

東田努教育長の辞任に伴い、平成26年第1回定例市議会及び教育委員会の承認を得て、後任の教育長に平成26年4月1日付で坂田篤が就任しました。

坂田氏は、昭和59年に中学校教諭となり、指導主事、杉並区教育センター副所長などを経て、平成23年からは清瀬市教育部参事を務めていました。



連休中の図書館の開館状況

	4月	5月
日	29	30
曜日	火	水
中央元町こども	休	休
下宿野塩	休	休
竹丘駅前	休	休

☑ = 午前10時～午後5時
☑ = 午前10時～午後6時
☒ = 定期休館日

各地域市民センターは、通常どおり開館し、市民活動センターは5月4日(日)が休館となります。図書館は左表のとおり開館します。

問合せ 各地域市民センター・下宿地域市民センター ☎ 493・403
27、図書館Ⅱ 中央図書館 ☎ 493・

連休中の開館状況